国土交通省が定める標 準除却費 令和6年度 木造 32,000円 非木造 46,000円

別表第2(第5条関係)

床面積求積 図によれた 定された 積を記入し でい。

除却工事の見積書等による除 却工事に要する費用を記入し てください。 ただし、草木の除草、伐採に 要する経費及び家財道具の処 分費を除いてください。

## 交付申請額の算出シート

人口 中明 做 少 开 山 ~   1			
除却工事費 (a)			2,500,000 円
補助対象経費 (b)	(a) ×8/10		2,000,000 円
延べ面積			100.00 m²
国土交通大臣が定める標準除却費のうち除却工事費	木造	100.00 m²× 32,000 円/m²= 3,200,000 円	
	鉄骨造	0 m²× 46,000 円/m²= 0 円	
	合計 (c)	3,200,000 円	
補助対象経費の限度額 (d)	(c) ×8/10		2,560,000 円
限度額を考慮した補助対象 経費 (e)	(b)と(d)の少ない方の額		2,000,000 円
補助基本額 (f)	(e) ×1/2		1,000,000 円
交付基本額(老朽危険空家 又は老朽空家のいずれかを 選択) (g)	老朽危険空家: (f)と500,00 0円の少ない方の額 老朽空家: (f)と300,000円 の少ない方の額		300,000 円
交付加算額	① 敷地内にある 2 棟以上の建築物 を除却する場合 ② 裁判所に申立て等を行い、建築		200,000円
	物を除却する場合		
交付加算額合計 (h)	上記①、②の該当になるもののグ		200,000 円
交付申請額(交付額)	(g) + (h	)	500,000 円

調査結果に基づいて、いずれかを記入して下さい。

補助金の交付申請 額になります。

## 備考

- 1 「除却工事費」とは、補助対象建築物の除却工事に要する費用(草木の除草、伐採に要する費用及び家財道具の処分費を除く。)とする。
- 2 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住 整発第14号)に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいい、この補助金の交付を決定した 時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用するものとする。
- 3 交付申請額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 交付加算額①は、構造上別棟であり延べ床面積30㎡以上を加算対象とする。